

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和6年5月1日(2024.5.1)

【公開番号】特開2023-171506(P2023-171506A)
 【公開日】令和5年12月1日(2023.12.1)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-226
 【出願番号】特願2023-174983(P2023-174983)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/9789(2017.01)
 A 6 1 K 8/9794(2017.01)
 A 6 1 Q 5/06(2006.01)
 A 6 1 K 8/31(2006.01)
 A 6 1 K 8/37(2006.01)
 A 6 1 K 8/89(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/9789
 A 6 1 K 8/9794
 A 6 1 Q 5/06
 A 6 1 K 8/31
 A 6 1 K 8/37
 A 6 1 K 8/89

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月22日(2024.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A1)ヒマワリ種子ロウが5質量%以上、及び
 (B)25 で液状の油
 が配合され、

前記(B)25 で液状の油の配合量が30質量%以上である、

整髪用組成物

(但し、次の成分(a)~(d)；

(a)ヒマワリワックス

(b)炭素数18~28の分岐状高級アルコール

(c)シリコーン樹脂粉体

(d)(ジメチコン/ビニルジメチコン)クロスポリマー又は(ジメチコン/フェニルビニルジメチコン)クロスポリマー
 を含有する毛髪化粧料を除く)。

40

【請求項2】

(A1)ヒマワリ種子ロウが5質量%以上、及び

(B)液状の炭化水素、液状のエステル油、液状の油脂及び液状のシリコーン油から選ばれる1種又は2種以上

が配合され、

前記(B)液状の炭化水素、液状のエステル油、液状の油脂及び液状のシリコーン油から

50

選ばれる 1 種又は 2 種以上の配合量が 30 質量% 以上であり、
(A 1) ヒマワリ種子ロウの配合量に対する (B) 液状の炭化水素、液状のエステル油、
液状の油脂及び液状のシリコン油から選ばれる 1 種又は 2 種以上の配合量の質量比 [(
B) / (A 1)] が 4 以上である、

整髪用組成物。

【請求項 3】

(A 1) ヒマワリ種子ロウが 5 質量% 以上、及び
(B) 25 で液状の油
が配合され、
粉体が配合されておらず、
前記 (B) 25 で液状の油の配合量が 30 質量% 以上である、
整髪用組成物。

10

【請求項 4】

粘度が 100 Pa · S 以上である請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の整髪用組成物。

【請求項 5】

(A 1) ヒマワリ種子ロウの配合量が 2.5 質量% 以下である請求項 1 ~ 4 のいずれ
か 1 項に記載の整髪用組成物。

【請求項 6】

剤型が固体状である請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の整髪用組成物。

【請求項 7】

形態が、無水、O / W 型エマルジョン、W / O / W 型エマルジョン、W / O 型エマルジ
ョンから選ばれる請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の整髪用組成物。

20

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の整髪用組成物を用いた整髪方法。

30

40

50